

(平成21年3月31日文化市民局長決定)

改正 平成22年7月28日

平成27年3月26日

## 京都市地域改善対策奨学金等の返還事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例(以下「条例」という。)に規定する地域改善対策奨学金等の返還に関する事務の取扱いは、別に定めがある場合を除き、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例及び京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の取扱いに関する条例施行規則(以下「規則」という。)において使用する用語の例による。

(死亡による返還の免除)

第3条 市長は、借受者が死亡したときは、その遺族、相続人若しくは保証人の届出又は職権により、当該借受者の債務の返還未済額の全部を免除するものとする。この場合において、市長は、当該死亡の事実を証明する書類を確認しなければならない。

(障害による返還の免除)

第4条 条例第3条第2項第2号に規定する心身の著しい障害は、別表に掲げる程度の障害をいうものとする。

2 前項に規定する障害を理由として免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 別表(心身の障害の程度)の第1級の障害を理由とするとき 返還未済額の全部

(2) 別表(心身の障害の程度)の第2級の障害を理由とするとき 返還未済額の4分の

3

3 借受者は、第1項に規定する障害を理由として債務の免除を受けようとするときは、その理由を証する書面(規則第3条第2項に規定する書面をいう。以下同じ。)として、医師又は歯科医師の発行する診断書(別記様式によるものに限る。)を免除の申請書に添付しなければならない。

4 借受者が第1項に規定する障害により条例第3条第2項第2号の規定による免除の申請をすることが困難であるときは、借受者の親族又は保証人が当該申請をすることができる。

(所在不明による返還の免除)

第5条 条例第3条第2項第2号の規定により、借受者が長期間所在不明となったため地域改善対策奨学金等を返還することができなくなったと認められる場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 借受者の所在が3年以上継続して不明であること。
  - (2) 借受者が所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域を管轄する市町村等への照会等必要な調査を行ってもその所在が不分明であること。
- 2 借受者が前項各号のいずれにも該当するときは、借受者の親族又は保証人が条例第3条第2項第2号の規定による免除の申請をすることができる。

(返還困難による返還免除)

第6条 条例第3条第2項第3号の規定により、1年度に免除する額は、貸与した地域改善対策奨学金等の額（以下「貸与額」という。）の4分の1を限度とする。ただし、貸与額に50円の端数がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を免除の額の限度とする。

- (1) 貸与額のすべてが未返還であるとき 貸与額から50円を控除した額の4分の1に50円を加えた額
  - (2) (1)以外のとき 貸与額から50円を控除した額の4分の1
- 2 前項の免除の額は、免除を認めた当該年度を含め、以後5年間で貸与額の4分の1（前項ただし書に該当する場合は、同項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額）を超えることはできない。
- 3 条例第3条第2項第3号の規定による免除の申請は、免除を受けようとする債務の履行期限の日までにしなければならない。
- 4 借受者は、条例第3条第2項第3号の規定により債務の免除を受けようとするときは、その理由を証する書面として、次の各号に掲げる書類を免除の申請書に添付しなければならない。
- (1) 借受者及び借受者と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている者全員の住民票の写し
  - (2) 次のアからウまでに掲げる者に係る生活保護法による保護を受けていることを証する書類又は収入及び市町村民税の課税状況を証する書類（市町村長又は区長の発行するものに限る。）
    - ア 借受者
    - イ 借受者が貸与時の父母と同居しているときは、借受者と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている者全員
    - ウ 借受者が規則第2条第3項各号のいずれにも該当するときは、借受者及び貸与時の父母
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 前項第1号又は第2号に掲げる者が国外に居住し、又は居住していたことにより、当該各号に掲げる書類が提出できない場合は、市長の承認を得て、これらの書類に代えて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類（当該書類が外国語で作成されている場合にあつては、市長が必要がないと認めた場合を除き、日本語による翻訳文を添付したもの）を提出することができる。

(1) 前項第1号に規定する住民票の写しの交付が受けられない場合 住民票の除票又は戸籍の附票及び査証の写し又は国外に居住していることを証する書類

(2) 前項第2号に規定する収入及び市町村民税の課税状況を証する書類の交付が受けられない場合 事情書及び当該収入の状況を確認できる書類

(免除又は猶予の決定の通知)

第7条 市長は、条例第3条第2項若しくは附則第4項に規定する免除又は条例附則第3項に規定する猶予の申請があったときは、申請に係る債務を免除又は猶予をするかどうかを決定し、文書によりその旨を申請者に通知しなければならない。

(平成19年度債務及び平成20年度債務の猶予の期間)

第8条 条例附則第3項の規定により、返還を猶予することができる期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる期間を猶予の期間の限度とする。

(1) 平成19年度債務及び平成20年度債務の返還を猶予するとき 貸与した奨学金等の返還の最後の履行期限の翌日から起算して2年以内

(2) 平成19年度債務又は平成20年度債務のいずれかの返還を猶予するとき 貸与した奨学金等の返還の最後の履行期限の翌日から起算して1年以内

(平成19年度債務及び平成20年度債務の免除の額)

第9条 条例附則第4項の規定により平成19年度債務又は平成20年度債務を免除する額は、貸与した奨学金等の額の20分の1を限度とする。ただし、貸与額に50円の端数がある場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を免除の額の限度とする。

(1) 貸与額のすべてが未返還であるとき 貸与額から50円を控除した額の20分の1に50円を加えた額

(2) (1)以外のとき 貸与額から50円を控除した額の20分の1

(生計維持の判断基準)

第10条 借受者が、次の各号にいずれかに該当するときは、規則第2条第3項第2号に規定する「主として本人以外の者の収入により生計を維持している」状態に該当しないものと判断する。

(1) 前年における借受者の収入の総額が、所得税法上の扶養親族となる要件を満たしていないとき

(2) 独立して生計を営むに足る収入があること（所得税法上の扶養親族となる要件を満たさないこと等）が客観的に確認できるとき

(3) 健康保険等の扶養関係から、借受者が被扶養者でないことを確認できるとき

(経過措置)

第11条 平成19年度債務及び平成20年度債務の返還の免除については、条例第3条第1項及び附則第4項並びに京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の免除に関する条例第2条の規定を適用し、条例第3条第2項の規定は適用しない。

2 返還すべき期間の初日が平成21年4月1日以後である債務の返還の免除については、

条例第3条第1項及び第2項の規定を適用し、京都市地域改善対策奨学金等の返還の債務の免除に関する条例第2条の規定は適用しない。

(自立促進援助金支給申請書等の取扱い)

第12条 条例の施行の日前に平成19年度債務又は平成20年度債務を履行するために提出された自立促進援助金支給申請書は、条例附則第4項に規定する免除の申請とみなし、同項の規定を適用することができる。

2 条例の施行の日前に平成19年度債務又は平成20年度債務を履行するために提出された自立促進援助金支給申請書の添付書類は、平成19年度債務・平成20年度債務免除申請書の添付書類として取り扱うことができる。

(収入の減少等による返還の猶予)

第13条 借受者が、次の各号のいずれにも該当するときは、京都市地域改善対策奨学金貸与規則第12条第1項第3号又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第12条第1項第3号の規定を適用し、当該借受者の債務を猶予することができる。

(1) 条例第3条第2項第3号の規定により当該年度の債務の免除を受けることができないとき。

(2) 借受者（借受者が貸与時の父母と同一の世帯に属し、かつ、生計を一にしている場合にあつては借受者の属する世帯、借受者が規則第2条第3項各号のいずれにも該当する場合にあつては貸与時の父母）の収入の総額が、前年（事業所得の場合は過去3年間の平均）と比較して3分の2以下に減少し、条例第3条第2項第3号の規定により当該年度の次の年度の債務の免除を受けることができるとき。

(所在不明等による返還の猶予)

第14条 借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市地域改善対策奨学金貸与規則第12条第1項第3号又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第12条第1項第3号の規定を適用し、当該借受者の債務を猶予することができる。

(1) 所在不明又は長期間不在（海外に滞在していた場合等）であつたため、条例等の規定による債務の免除及び猶予等の手続に関する説明を受けることができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、条例等の規定による債務の免除又は猶予等の手続を定められた期限までに行うことができなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるとき。

2 市長は、前項第2号の規定による猶予をしようとするときは、あらかじめ、京都市奨学金等返還事務監理委員会の意見を聴かなければならない。

(正当な理由による延滞利子の不徴収)

第15条 借受者が、次の各号のいずれかに該当するときは、京都市地域改善対策奨学金貸与規則第13条第1項又は京都市地域改善対策就学奨励金貸与要綱第13条第1項の規定により、正当な理由があると認め、延滞利子は徴収しない。

(1) 地域改善対策奨学金等を返還することが著しく困難であると認められる場合（条例第3条第2項第3号の規定により債務の免除を受けた場合であつて、当該免除を受け

た債務の最初の履行期限が到来していないときに限る。)において、履行期限が経過した債務を一括して返還し、又は市長が承認する条件の納入誓約書を提出したとき。ただし、提出された納入誓約書のとおり返還が行われないときは、当該納入誓約書の提出はなかったものとして遡って延滞利子を徴収するものとする。

- (2) 所在不明等のため、債務の履行の請求が到達せず、当該債務の履行期限が経過したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、借受者の責めに帰することができない事由により延滞利子が生じ、延滞利子を請求することが相当でないと認められるとき。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成22年7月28日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第4条関係）

心身の障害の程度	番号	心身の障害の状態
第1級	1	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	その他精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指を併せて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	その他精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
<p>備考1 この表に掲げる障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。</p> <p>2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについてはきょう正視力により、視表は、万国式試視力表による。</p>		